

## J B本四高速ロケーションサービス取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、本州四国連絡高速道路施設、休憩施設及びその他本州四国連絡高速道路株式会社（以下「会社」という。）が認めた場所（以下「道路施設等」という。）において行う、映画、テレビ映画、写真等の撮影に関する手続、撮影の実施に伴う経費の負担、その他必要な事項を定めることを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 この要領は、道路施設等における次の各号に掲げる撮影について適用する。ただし、報道に関するものを除く。

- (1) 劇場映画、テレビ映画、CMフィルム(CMスポットを含む。)等の撮影
- (2) 広告、ポスター、カレンダー、雑誌等の制作のために行う写真撮影
- (3) 教材その他広告資料等の作成のために行う撮影

### (撮影場所)

第3条 撮影のために使用できる場所は、道路施設等とする。ただし、路面上で、一般交通に支障を及ぼすおそれがある場合又は道路施設の維持管理上適切でない場合と会社が認める場合の撮影は、原則として認めないものとする。

### (撮影日時)

第4条 撮影は、会社が指定した日時に行うものとし、原則として土曜日、日曜日、国民の祝日及び会社が指定する日における撮影は行わないものとする。

### (撮影許可申請)

第5条 撮影を行おうとする者は、撮影を行おうとする日の14日前までに、書面又は電磁的記録によって本州四国連絡高速道路施設等内撮影許可申請書兼撮影許可証(以下「申請書」という。)及び撮影企画書各1通を会社に提出し、許可を受けなければならない。

### (撮影許可)

第6条 会社は、前条の申請書を受理した場合は、撮影の目的、日時、場所、人員、撮影内容等について審査を行い、撮影内容が本州四国連絡高速道路のイメージを損なわないものであるなど、当該撮影を許可することが適当であると認めるときは、当該申請書の提出者に対して、撮影許可証を発行する。この場合において、会社は、必要に応じ条件を付すことがある。

### (撮影料)

第7条 会社は、前条の規定により撮影許可証の交付を受けた者(以下「撮影者」

という。)に対し請求書を発行し、撮影者は、次に掲げるところにより会社に撮影料を支払わなければならない。

- (1) 撮影料の額は、別紙1のとおりとする。
- (2) 撮影料は請求を受けた日から30日以内に会社指定口座へ支払うものとする。
- (3) 撮影料を会社の指定する期間内に支払わないときは、会社の指定する期間を経過した期間から納入された日まで、撮影料に年3.0パーセントの割合を乗じて計算した額を支払うものとする。

#### (撮影料の免除)

第8条 会社は、前条の規定にかかわらず、次の各号に該当し、会社が適当と認める場合は撮影料を免除することがある。

- (1) 国、地方公共団体等が広報活動の一環として行う撮影に係るもの
- (2) 教育、又は福祉に使用されるもの

#### (撮影許可内容の変更)

第9条 撮影者が、撮影許可証の交付を受けた日から撮影の実施予定日までの間に撮影許可の内容について変更を希望するときは、速やかにその変更の内容を会社に申し出て、許可を受けなければならない。会社は、変更の内容を審査し、当該撮影を許可することが適当であると認めるときは、その旨を通知するものとする。

#### (撮影の中止及び延期)

第10条 会社は、異常気象等本州四国連絡高速道路の管理運営上支障を生じ、又はそのおそれがある場合は、事前に又は実施中に撮影を中止させ、又は延期させることがある。

#### (現場責任者)

第11条 撮影者は、撮影の実施に当たっては、現場責任者を定めるとともに保安のための要員を配置する等、事故及びトラブルの防止に努めなければならない。

- 2 現場責任者は、撮影実施中、第6条の規定により発行された撮影許可証を携帯するとともに、会社が提示を求めたときは、提示しなければならない。

#### (禁止行為)

第12条 撮影者及び当該撮影に参加する全ての者(以下「撮影者等」という。)は、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 許可を受けた場所以外で撮影をし、又は許可を受けた場所を撮影以外

の目的に使用すること。

- (2) 通行車両、会社の社員等に対し迷惑を及ぼす行為をすること。
- (3) 会社の許可を受けないで、道路施設等に商号、商標又はこれに類する表示をすること。
- (4) 会社の承認を受けないで、撮影する部分に造作すること。
- (5) 道路施設等の設備等を移設させること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 道路面に許可無く車両を停車させること。
- (8) 道路交通法、道路法等道路関係法令その他関係する法令等の規定等に抵触すること。

(注意事項)

第13条 撮影に関する注意事項は、別紙2のとおりとする。

(撮影の中止等)

第14条 会社は、撮影者等がこの要領に違反したとき又は会社の指示に従わないときは、直ちに撮影を中止させ、道路施設等からの退去を命じる等必要な措置を講じることがある。

(原状回復)

第15条 撮影者は、撮影の終了後、撮影に当たって使用した施設、物品等を速やかに撤去し、会社の確認を受けなければならない。

(損害賠償等)

第16条 撮影者等が、故意又は過失により道路施設等の設備等を破損し、汚損し、亡失し、若しくはその他の行為により会社に損害を与えた場合又は本州四国連絡高速道路利用者その他の第三者に損害を与えた場合は、撮影者は、直ちにその旨を会社に報告するとともに、自らの責任において速やかにその損害の賠償その他の措置を講じなければならない。また、撮影者等が本州四国連絡高速道路利用者その他の第三者から故意又は過失により受けた損害について、撮影者等は、会社に対し賠償の請求をすることができないものとする。

以 上